

名古屋市障害児（者）日中一時受入事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、名古屋市障害児（者）日中一時受入事業実施要綱（以下「要綱」という。）に関する事務手続きについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

（支給量の確認）

第3条 登録事業者は、日中一時受入事業に係るサービス（以下「日中一時受入サービス」という。）を提供した場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の事業者記入欄別冊（以下「別冊」という。）に必要事項を記載し、支給量の日数を超えないよう管理するものとする。

（請求及び支払）

第4条 登録事業者は、日中一時受入サービス以外の障害福祉サービス若しくは障害児通所支援を併せて利用しており、利用者負担の上限額管理が必要となる利用者については、次のように上限額を確認することとする。

- (1) 日中一時受入サービスの提供を受けた者（以下「利用者」という。）に障害福祉サービス又は障害児通所支援の上限額管理者（以下「上限額管理者」という。）が決定されている場合は、上限額管理者から上限額管理結果票の写しの提供を受けること。
 - (2) 障害福祉サービス又は障害児通所支援の上限額管理者が決定されていない場合、若しくは上限額管理者が決定されていても片方の場合は、上限額管理者の決定されていない障害福祉サービス又は障害児通所支援の事業所より利用者負担額表の写しを受けるものとする。
 - (3) (1) 及び (2) にかかる上限額管理結果票の写し及び利用者負担額表の写しの提供を受けることについては、あらかじめ利用者又は保護者に同意をとっておくこと。
- 2 登録事業者は、前項により障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額（食費等の実費は除く。）を確認した場合は、同一月で、受給者証に記載された負担上限月額を超えない範囲で、日中一時受入サービスにかかる利用者負担額（食費等の実費は除く。）を徴収するものとする。
 - 3 登録事業者は、日中一時受入サービスを提供した月の翌月15日までに、次の各号に定める様式により、市長に対し、給付費の請求を行うものとする。この場合、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 名古屋市障害児（者）日中一時受入事業給付費請求書（第1号様式）
 - (2) 名古屋市障害児（者）日中一時受入事業給付費請求明細書（第2号様式）
 - (3) 名古屋市障害児（者）日中一時受入事業提供実績記録票（第3号様式）
 - (4) 第1項第1号に規定する上限額管理結果票の写し（必要な場合のみ）
 - (5) 第1項第2号に規定する利用者負担額表の写し（必要な場合のみ）
 - (6) 看護職員配置確認表（別紙1）（要綱別表2に規定する医療的ケア加算の請求を行う場合のみ）
- 4 登録事業者が生活介護事業所において日中一時受入事業を行った場合は、基準省令第6の11に規定する延長支援加算を算定することはできない。
- 5 市長は、第3項の請求があった場合は、日中一時受入サービスを提供された月の翌々月末までに、給付費を登録事業者に支払うものとする。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の要領の規定に基づき作成されている第1号様式、第2号様式及び第3号様式の内紙は、当分の間、使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月22日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の各要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要領による改正後の各要領（以下「新要領」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現に旧要領の規定に基づいて作成されている用紙は、新要領の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる

